

令和5年度横浜市観光入込客に対する移動手段についての実態・ニーズ調査業務委託
質問書に対する回答

公表日：令和6年2月1日
横浜市にぎわいスポーツ文化局観光振興課

		質問内容	回答		
仕様書	委託業務概要	1	国内外から横浜市内への訪問客は、車や電車などどのような手段で来た方でもよいですか？（船、車、電車など）	構いません。 ただしサンプルに偏りが無いようできるだけ配慮してください。	
		調査手法	2	「対面での聞き取り調査」とあるが、横浜市内でのOTA利用した消費者に対するオンラインフォームアンケートはNGか。	対面での聞き取り調査としています。オンラインでのアンケート調査は求めています。
			3	聞き取り調査で行うとのことだが、他に効果的な手法などある場合は相談可能か	対面での聞き取り調査としています。
			4	「対面での聞き取り調査とし、調査対象者の回答を調査員が記入すること」とあり、調査用紙への記入が前提ととれるが、タブレットを使用している聞き取り調査でもよいのか。	調査票の形式は指定しません。タブレットを使用したの聞き取り調査でも構いません。
			調査日	5	観光目的の方向けに調査を行うので、土日祝日で実施すると想定しているが、データとしては平日も必要なのか
		調査地点		6	業務目的の中に「過疎地域等」と記載があったが、調査場所は上記のような場所メインで取得しなければならないのか
			7	実際に外国人客が来街しているかを把握するため、観光地点等での平均的入込数のデータはご提供頂けますか？	市内観光案内所における取扱件数についての提供は可能ですが、その他の観光地点等における訪日外国人観光客の入込数について提供できるデータはありません。
		調査対象及びサンプル数	8	設計した調査期間内に指定のサンプル数に満たない場合、取得したサンプル数で集計・分析に移ってよいのか。 あるいは、指定のサンプル数に達するまで受託者の費用負担で日数を追加し調査を行わなければならないか。	仕様書に記載の通りです。サンプル数を確実に確保するため、予備日についても考慮し、人員を確保してください。
			9	・サンプル数が未達だった場合の対応について仕様書を見る限りでは、過疎地での調査の実施なので、未達の可能性も十分に考えられるが、その場合はどのような対処が必要か	仕様書に記載の通りです。サンプル数を確実に確保するため、予備日についても考慮し、人員を確保してください。 なお、調査地点は市内の観光地点等のうちから市と協議のうえ設定することとしており、過疎地での調査は想定していません。
		調査項目	10	どのような質問項目を想定されているのか(例：居住地(1.横浜市 2.国内 3.海外)といった選択できる項目で表せる形式を想定しているのか)	選択式の質問項目を想定しています。 調査項目については委託者が提供します。
				また、項目については協議・調整等出来るのか	
		謝礼品	12	11	入札時に謝礼品の内容を具体的に提示する必要があるか。
「謝礼品の内容については事前に委託者と調整」とあるが、受託者が設計した謝礼品の単価以上の品を委託者が希望した場合、落札額からの金額の上乗せはできるのか。	落札額からの金額の上乗せはできません。入札の際は相応の単価の謝礼品を含めた積算としてください。				

		13	回答者に対して、OTAのポイントバックのような手法はNGか。	謝礼品はOTAのポイントバックや割引クーポンのような手法は想定しておらず、物品を想定しています。
		14	単純集計に加えて、グラフなどの作成も行き提出するという認識であっているか	ご認識の通りです。
		15	・分析について どのような観点、視点から分析を行えばよいか	横浜市内を訪れる観光入込客に対して移手段に関する実態・ニーズを把握し、今後の観光施策立案を行うといった観点からの分析を想定しています。
		16	・クロス集計について 全てを集計する想定なのか (目的外のクロス集計も必要想定なのか)	本市と協議のうえ分析に必要なクロス集計を行うことを想定しています。
納品について	納品物	17	分析データとあるが、分析とはどこまでの程度のものですか？	設問ごとの集計と設問間のクロス集計による基本的な分析を想定しています。
	その他	18	・データの開示について ⇒調査で取得したデータについて、開示されるのか またどの範囲まで開示をされるのか	現在のところはホームページ上で公表することは予定していませんが、今後、施策立案の基礎資料としてオリジナルデータ、加工データ等公表をする可能性はあります。
入札参加資格		19	「種目：320 各種調査企画」「細目A：市場・世論調査」とあるが、「種目：350 その他の委託等」で登録されている場合は、入札参加資格はないか。	入札資格については記載の通りです。
		20	過去の実績に「該当での対面アンケート調査」とあるが、オンラインフォームによる調査は不可か。	入札資格については記載の通りです。オンラインフォームによる調査の実績は不可です。